

## 精神保健福祉関係団体運営費補助金交付要綱

(10川健精保第300号 平成10年4月1日付 健康福祉局長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、精神障害者等で組織する団体及び精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を支援する団体の円滑な運営を支援するため、運営費の一部を補助し、もって団体の活動を促進することを目的とする。

### (対象団体)

第2条 補助金の支給を受けることができる団体は、別表に定める団体とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体が行う精神保健福祉に関する活動に必要な経費
- (2) その他団体の運営及び維持に必要な経費

### (交付金額)

第4条 補助金の交付金額は、4月1日から翌年3月31日までに団体の運営に係る経費とし、予算の範囲内とする。

### (支給申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、運営費補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長あてに提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、申請内容を審査し、交付を決定したときは、速やか補助金の交付決定を行い、その旨を運営費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該団体に通知するものとする。

### (交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付にあたり、次に掲げる条件を付して交付するも

のとし、当該団体に通知する。

- (1) 補助金を他の経費に使用してはならないこと。
- (2) 補助金に係る申請内容を変更する必要がある時は、早急に届け出て、市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助金に係る収支を記載した帳簿を整え、補助金の使途を常に明確にしておかなければならないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、この要綱の定めに従わなければならないこと。

2 市長は、前項の他に、必要と認める条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 事業が完了した時（事業の中止又は廃止の場合を含む）は、事業の完了した日から起算して40日以内に、事業実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書又は収支を証する書類
- (2) その他参考資料

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体等が、次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な方法で補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第6条に規定する条件に違反したとき。
- (3) 前各号に定めるものの他、この要綱の規定に違反したとき。

(返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体等が、次の各号の一に該当した場合は、補助金の全額もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 当該事業を中止または廃止したとき。
- (2) 第7条に規定する実績報告により、当該補助金の額が実支出額と比較して適切でないと市長が認めたとき。
- (3) 第8条の規定に基づき、交付決定が取り消されたとき。

(書類の整備等)

第 1 1 条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるものの他は、必要により健康福祉局長が定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

団 体 名
特定非営利活動法人 川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会
川崎断酒新生会
一般社団法人神奈川県精神保健福祉協会
公益財団法人神奈川県社会復帰援護会
特定非営利活動法人川崎市精神障害者連絡会

様式第1号

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

団体の住所

団体名

代表者職・氏名

印

年度

運営費補助金交付申請書

年度 運営費補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

1 補助金交付申請書 金 円

2 添付書類

(1) 年度 事業計画書

(2) 年度 予算書

(3) その他参考資料 (団体の活動状況等)

年度

運営費補助金交付決定通知書

川崎市指令健精保第 号

団体の住所

団体名

代表者名

様

年 月 日付で申請のあった 年度

運営費補助金については、次のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長

1 補助金交付額 金 円

2 補助条件

- (1) この補助金は、他の経費に流用しないでください。
- (2) この補助金に関する申請内容を変更する必要がある時は、早急に届け出て、市長の承認を得てください。
- (3) 補助金に係る収支を記載した帳簿を整え、補助金の使途を常に明確にしておいてください。
- (4) 当該事業を完了した時（事業の中止又は廃止の場合を含む）は、事業の完了した日から起算して40日以内に、事業実績報告書（様式第3号）に関係資料を添付し、市長に報告してください。
- (5) 前項に規定する帳簿及び支出内容を証明する証拠書類は、当該事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しておいてください。
- (6) 前各項の他、精神保健福祉関係団体運営費補助金交付要綱の定めに従ってください。
- (7) この交付決定の内容及び条件に不服があるときは、年 月 日までに申請の取下げをすることができます。

様式第3号

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

団体の住所

団体名

代表者名

印

年度

運営費補助金に係る事業実績報告書

上記運営費補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告いたします。

添付書類

- (1) 収支決算書または収支を証する書類
- (2) その他参考資料